

京都市告示第 79 号

児童福祉法第 24 条の 3 第 2 項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 11 日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
医療法人社団ウエノ診療所	障害児相談支援事業	京都市北部障害者地域生活支援センター「らしく」 2670600010	京都市左京区高野蓼原町43-1	令和4年 3月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)